

令和7年度千葉県観光統計整備事業 業務委託仕様書

※本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

1 委託業務名

令和7年度千葉県観光統計整備事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

本県の観光施策立案に必要な観光客の動向を把握するため、「観光入込客統計に関する共通基準」（平成21年12月国土交通省観光庁策定、令和5年5月改定一部改定、以下「共通基準」という。）に基づく観光統計調査に加え、県独自の調査を実施し、その分析を行うとともに、本県の観光分野の実態に即した経済波及効果の推計及び観光動向の分析を実施する。

4 委託業務の内容

（1）調査様式の作成

各調査において調査項目を設定し、調査様式を作成する。

※下記「外国人観光客意向調査」については、調査対象国・地域となる母国語の外国語版を作成し、質問内容が理解しやすく適切な外国語表現となっているか、当該外国語を母語とする者による確認を受けること。

（2）調査の実施

ア 観光地点等入込客数調査

[調査方法]

県内各市町村（観光主管課）が観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者等から報告を受けた、月別の観光地点及び行祭事・イベントの入込客数（延べ人数）等について照会し、集計・精査を実施する。

[調査項目]

観光地点及び行祭事・イベントにおける観光入込客数（延べ人数）

[調査周期]

四半期ごと

- ・令和7年7月調査（令和7年1月～3月数値）、8月取りまとめ
- ・令和7年8月調査（令和7年4月～6月数値）、9月取りまとめ
- ・令和7年10月調査（令和7年7月～9月数値）、11月取りまとめ
- ・令和8年1月調査（令和7年10月～12月数値）、2月取りまとめ

イ 観光地点パラメータ調査（インターネット調査）

[調査方法]

インターネット市場調査会社が保有するアンケートモニター（日本人）を対象に、アンケート調査を実施する。

なお、対象者を抽出する際に、特定の属性（性別、年齢、居住地等）に偏ることのないような調査方法を提案すること。

また、調査結果をもとに日本人旅行者及び外国人観光客の観光消費額単価及び観光消費額の推計を行うこと。

※インターネット調査は、令和7年中に千葉県を実際に訪れた者を対象に行うこと

※有効票回収率を高めるため、有効回答者全員にポイントによる謝礼を提供すること。

※県と協議の上、適切なインターネット市場調査会社を選定し、調査を実施すること。

[調査項目]

①共通基準に基づく調査項目

観光客の属性（居住地、性別、年齢）、日帰り・宿泊、旅行目的（ビジネス・観光・帰省等）、観光消費額 等

②県独自の「観光満足度」に係る調査項目

交通手段、観光情報の入手方法、観光目的・志向、千葉県観光に対する評価・満足度 等

[調査地点]

県内全域を対象

※県内観光訪問地の設問において、県と協議の上、県が指定する調査地点に加え、来訪者数の多い観光地点についても選択肢とする。また、選択肢にない訪問地については、「その他」項目を設定の上、自由記載欄を設けるものとする。

※行祭事・イベントは対象としない。

[サンプル数]

1回の調査につき5,000サンプル以上（年間20,000サンプル以上）

※令和6年度については、1回の調査につき5,100サンプル以上（回収票数ではなく、回答者を含む同行者数とする）で実施した。

※虚偽回答や無効票に相当する回答を考慮した、適切なデータクリーニングを行うこと。

※各観光地点の調査結果が適切に収集できるように工夫して行うこと。

※サンプル調査として有効な調査結果が得られるよう、同行者数の人数の目安は、共通基準の例を踏まえること。

※県内訪問地の回収割付については、県と協議の上、確定すること。

[調査周期]

四半期ごとに年4回

・令和7年1月～3月 ※原則として7月に調査

・令和7年4月～6月 ※原則として8月に調査

・令和7年7月～9月 ※原則として10月に調査

・令和7年10月～12月 ※原則として令和8年1月に調査

※回答者の旅行日が、お正月、GW、お盆等に該当する場合は、有効サンプルの対象から除外すること。

ウ 外国人観光客意向調査

[調査方法]

観光に対する意向等について、外国人観光客を対象とした対面調査を実施する。

※実施に際しては、事前に国際便の就航状況等を確認し、合理的な調査員の配置を行うこと。

※対象国・地域別の回収率を考慮した適切な調査計画を策定すること。

[調査項目]

基本属性（性別、年代、居住地）に加え、旅行目的、訪問地、日本滞在中の支出額、観光情報の入手方法、千葉県における観光地の認知度及び来訪意向など

※県と協議の上、決定すること。

[調査対象地点]

成田国際空港（第1・第2・第3ターミナル）

[調査対象となる外国人観光客の居住地]

欧州、東南アジア、東アジア、北米、オセアニア

※上記のうち、次の国・地域の居住地の外国人観光客は必ず含め、少なくとも
100サンプルを集めること。

中国、台湾、タイ、アメリカ、オーストラリア、ドイツ

[サンプル数]

合計1,200サンプル以上

エ 修学旅行客数等調査

[調査方法]

県内各市町村が宿泊施設から報告を受けた年間の修学旅行（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とし、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事）における宿泊客数等について、取りまとめを行う。

※調査対象とする宿泊施設については県と協議の上決定すること。

[調査項目]

宿泊施設における修学旅行客数（延べ人数）、修学旅行客の属性（学校所在地、学校種別、学年）等

※調査項目については、県との協議の上、決定すること。

[調査周期]

年1回

令和8年1月調査（令和7年1～12月数値）、2月取りまとめ

（3）経済波及効果の推計

観光による県内への経済波及効果（令和6年分）について、千葉県産業連関表を用いて観光地点等入込客数調査等の結果を活用して推計すること。

※推計方法については県と協議の上、決定すること。

（4）千葉県観光動向の分析

各調査結果を整理し、エリア別・属性別等の区分で分析を行い、報告書を作成すること。

※各調査結果、県以外が行った調査結果、地域経済分析システム（RESAS）等を活用して、千葉県における観光動向の現状及び課題について分析すること。

（5）成果品の提出

下記の成果品を県が定める形式及び期日までに電子データにより提出すること。

ア 「観光地点等名簿」

イ 「令和6年千葉県経済波及効果の推計報告書」

ウ 「令和7年千葉県観光客入込調査報告書」

※「観光地点等入込客数調査」、「観光地点パラメータ調査」（インターネット調査）、
「修学旅行客数等調査」、「千葉県観光動向の分析」を併せて報告すること。

エ 「令和7年度千葉県観光客満足度調査報告書」

オ 「令和7年度外国人観光客意向調査報告書」

5 企画提案事項

- （1）「観光地点パラメータ調査」（インターネット調査）について、特定の属性（性別、年齢、居住地等）に偏らないよう、千葉県の観光の実態に即した調査方法を提案すること。

- (2) 「観光地点パラメータ調査」(インターネット調査)について、日本人旅行者及び外国人観光客の観光消費額単価及び観光消費額を的確に推計する方法を提案すること。
- (3) 「外国人観光客意向調査」について、特に、下記の対象国・地域の居住地の外国人観光客のサンプルを、特定の国・地域や属性(性別、年代など)に偏ることなく、多く確保するための方策(調査の時期や時間帯、調査回数など)を提案すること。

[対象国・地域]

アメリカ、オーストラリア、タイ、台湾、中国、ドイツ

- (4) 本調査結果や県以外が行った調査結果から、本県の観光動向の分析方法について、提案すること。(県以外の調査については、提案者において自由に設定すること。)

6 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本業務により新たに発生した著作権及び工業所有権は県に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (7) 回収した調査票は受託者において3年間保存した上で廃棄するものとする。
- (8) 本契約終了後、保存期間中に県から調査票又は成果品の提出の求めがあった場合には、受託者は県の指図に従い提出するものとする。
- (9) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。